

<鏡野町空き家片付け推進事業補助金の手続きの流れ>

着手前

申請者→役場

① 補助金交付申請書（様式第1号）の提出



役場

② 事業内容の審査



役場→申請者

③ 補助金交付決定通知書（様式第2号）での交付決定通知



着手

申請者

④ 空き家の片付けを実施



完了後

申請者→役場

⑤ 補助金実績報告書（様式第5号）の提出



役場→申請者

⑥ 補助金確定通知書（様式第6号）で額の確定通知



申請者→役場

⑦ 補助金交付請求書（様式第7号）で請求



役場→申請者

⑧ 補助金の支払